

非上場株式等についての 贈与税 相続税 の納税猶予の免除届出書(贈与による免除)(一般措置)

税務署  
受付印

令和 年 月 日

税務署長

私は、租税特別措置法 第70条の7第1項 の規定の適用に係る贈与をし、  
第70条の7の5第1項

第70条の7第15項第3号 贈与税  
同法 第70条の7の2第16項第2号 の規定により次の 相続税 を免除されたいので届け出ます。  
第70条の7の4第12項

【届出者】

〒

住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

認定(贈与・相続)承継会社の商号 \_\_\_\_\_

1 対象(受贈・相続)非上場株式等(以下「非上場株式等」といいます。)の贈与をした年月日 \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

2 非上場株式等の贈与を受けた人の住所・氏名  
住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

3 贈与の直前における猶予中 贈与税 相続税 額 \_\_\_\_\_円

4 贈与の直前において有する非上場株式等の数又は金額 \_\_\_\_\_株(口・円)

5 贈与をした非上場株式等の数又は金額 \_\_\_\_\_株(口・円)

【非上場株式等の内訳等】※ 記載に当たっては、裏面の「2 記載方法等」の(2)をご覧ください。

	贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者が贈与した株式等の数又は金額(単位:株(口・円))		
				㉠贈与の直前	㉡贈与をした株式等	㉢贈与をした日の後 (㉠-㉡)
イ	・					
ロ	・					
ハ	・					

6 免除を受ける 贈与税 相続税 額 \_\_\_\_\_円

※ 次の欄の算式に従って計算し記載してください。

上記3の「贈与の直前における猶予中 贈与税 相続税 額」 (円) × 贈与をした非上場株式等の数又は金額<sup>(注1)</sup> (株(口・円)) = 免除を受ける 贈与税 相続税 額<sup>(注2)</sup> (円)

上記4の「贈与の直前において有する非上場株式等の数又は金額」 (株(口・円))

この欄の金額を「6 免除を受ける 贈与税 相続税 額」欄に転記してください。

(注) 1 「贈与をした非上場株式等の数又は金額」には、贈与をした非上場株式等について、その贈与を受けた人が租税特別措置法第70条の7第1項の規定の適用を受けた非上場株式等の数又は金額を記載してください。

2 計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。

7 非上場株式等を相続(遺贈)した年月日 \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

8 被相続人の住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

9 贈与をした日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から贈与をした日までの間に経営承継者につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書(免除届出用)(一般措置)」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

※欄は記入しないでください。

関与税理士	電話番号
-------	------

※	通信日付印の年月日 年 月 日	(確認)	入力	確認	納税猶予番号
---	--------------------	------	----	----	--------

## (裏)

### 1 届出書を提出する人

経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者が経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日（経営贈与承継期間内に経営承継受贈者がその有する非上場株式等に係る認定贈与承継会社の代表権を有しないこととなった場合（一定のやむを得ない理由がある場合に限り。）には、その有しないこととなった日）以後に租税特別措置法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与をした場合には、この届出書を提出する必要があります。

なお、この届出書は、その非上場株式等の贈与を受けた者がその非上場株式等について同法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与税の申告書を提出した日以後6か月以内に提出する必要があります。

### 2 記載方法等

(1) 届出者の欄には、経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者の住所、氏名及び認定（贈与・相続）承継会社の商号を記載してください。

(2) 「5 贈与をした非上場株式等の数又は金額」の記載に当たっては次の点に留意してください。  
イ 贈与をした株式等に非上場株式等以外のものが含まれる場合において、租税特別措置法第70条の7第15項第3号又は第70条の7の2第16項第2号の規定の適用に係る贈与をしたときは、非上場株式等から先に贈与をしたものとみなされます。

ロ 租税特別措置法第70条の7第15項第3号又は第70条の7の2第16項第2号の規定の適用に係る贈与をした場合は、その非上場株式等のうち先に取得をしたもの（先に取得をしたものが同法第70条の7第15項第3号（第70条の7の5第11項において準用する場合も含みます。）の規定の適用に係る贈与により取得をした非上場株式等である場合には、その非上場株式等のうち先に同法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用を受けた他の（特例）経営承継受贈者に係るもの）から順次贈与をしたものとみなされます。

ハ 【非上場株式等の内訳等】欄は、経営承継受贈者が贈与の直前において有する非上場株式等の全部又は一部が贈与者の租税特別措置法第70条の7第15項第3号（第70条の7の5第11項において準用する場合も含みます。）の規定の適用に係る贈与により取得をしたものである場合に記載してください。

この場合において、租税特別措置法施行令第40条の8第5項各号に掲げる場合の区分に応じその各号に定める者に非上場株式等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所（この届出書を提出する時点の住所）及び非上場株式等の数又は金額の内訳を記載してください。

(3) 「7 非上場株式等を相続（遺贈）した年月日」欄には、届出者が非上場株式等を相続（遺贈）により取得をした年月日を記載してください。

(4) 「8 被相続人の住所\_氏名\_」欄には、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者に係る被相続人の住所及び氏名を記載してください。

### 3 「経営承継者」とは、

イ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。

ロ 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。

4 この届出書の添付書類は、「「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（贈与による免除）（一般措置）」の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。